

静岡県告示第253号の8

静岡県肝炎治療特別促進事業実施要綱（平成20年静岡県告示第348号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

静岡県知事 鈴木康友

改正前	改正後
<p>(助成の申請)</p> <p><b>第5条</b> 肝炎治療費用の助成（前条第2項若しくは第3項に規定するインターフェロン治療に対する2回目若しくは3回目の助成又は同条第4項に規定する核酸アナログ製剤治療の更新に対する助成（以下「核酸アナログ製剤治療更新助成」という。）を含む。）を受けようとする対象患者（以下「申請者」という。）は、申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 被保険者証等の写し</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(受給者証の提示)</p> <p><b>第10条</b> 肝炎治療受給者は、対象医療を受けようとするときは、保険医療機関等に<u>被保険者証等</u>とともに、<u>受給者証及び管理票</u>を提示しなければならない。</p> <p><b>別表第3</b> (略)</p> <p>認定基準</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 インターフェロンフリー治療について</p> <p>HCV-RNA陽性のC型慢性肝疾患（C型慢性肝炎、Child-Pugh分類AのC型代償性肝硬変又はChild-Pugh分類B若しくはCのC型非代償性肝硬変）で、インターフェロンを含まない抗ウイルス治療を行う予定である者又は実施中である者のうち、肝がんの合併のないもの</p> <p>(注) 1 (略)</p> <p>2 上記については、C型慢性肝炎又</p>	<p>(助成の申請)</p> <p><b>第5条</b> 肝炎治療費用の助成（前条第2項若しくは第3項に規定するインターフェロン治療に対する2回目若しくは3回目の助成又は同条第4項に規定する核酸アナログ製剤治療の更新に対する助成（以下「核酸アナログ製剤治療更新助成」という。）を含む。）を受けようとする対象患者（以下「申請者」という。）は、申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 医療保険の資格情報が確認できる資料</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(受給者証の提示)</p> <p><b>第10条</b> 肝炎治療受給者は、対象医療を受けようとするときは、保険医療機関等に受給者証及び管理票を提示しなければならない。</p> <p><b>別表第3</b> (略)</p> <p>認定基準</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 インターフェロンフリー治療について</p> <p>HCV-RNA陽性のC型慢性肝疾患（C型慢性肝炎、Child-Pugh分類AのC型代償性肝硬変又はChild-Pugh分類B若しくはCのC型非代償性肝硬変）で、インターフェロンを含まない抗ウイルス治療を行う予定である者又は実施中である者のうち、肝がんの合併のないもの</p> <p>(注) 1 (略)</p> <p>2 上記については、C型慢性肝炎又</p>

はChild-Pugh分類AのC型代償性肝硬変に対しては原則1回のみ助成とし、Child-Pugh分類B又はCのC型非代償性肝硬変に対しては1回のみ助成とする。ただし、インターフェロンフリー治療歴のある者については、肝疾患診療連携拠点病院に常勤する日本肝臓学会肝臓専門医によって他のインターフェロンフリー治療薬を用いた再治療を行うことが適切であると判断される場合に限り、改めて助成の対象とすることができる。

3・4 (略)

別表第4 (略)

肝炎治療費用の請求手続

肝炎治療費用の区分	肝炎治療費用の請求者	請求書等	請求期限	請求先
(略)				
3 肝炎治療受給者が保険医療機関等に支払った肝炎治療費用	(略)	(1)・(2) (略) <u>(3) 被保険者証等の写し</u>  (4)～(6) (略) <u>(7) 高額療養費の現物給付を受けた場合は限度額適用認定証の写し、高額療養費の支給がある場合はその決定</u>	(略)	(略)

はChild-Pugh分類AのC型代償性肝硬変に対しては原則1回のみ助成とし、Child-Pugh分類B又はCのC型非代償性肝硬変に対しては1回のみ助成とする。ただし、インターフェロンフリー治療歴のある者については、肝疾患診療連携拠点病院に常勤する日本肝臓学会肝臓専門医によってインターフェロンフリー治療薬を用いた再治療(前治療と同一の治療薬を用いる場合は、グレカプレビル・ピブレントスビルの前治療8週、再治療12週とする療法に限る。)を行うことが適切であると判断される場合に限り、改めて助成の対象とすることができる。

3・4 (略)

別表第4 (略)

肝炎治療費用の請求手続

肝炎治療費用の区分	肝炎治療費用の請求者	請求書等	請求期限	請求先
(略)				
3 肝炎治療受給者が保険医療機関等に支払った肝炎治療費用	(略)	(1)・(2) (略) <u>(3) 医療保険の資格情報が確認できる資料</u>  (4)～(6) (略)	(略)	(略)

		<u>通知書又は所得区 分が確認できる書 類の写し</u> <u>(8)・(9)</u> (略)						<u>(7)・(8)</u> (略)
--	--	---	--	--	--	--	--	--------------------

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第1号（裏）及び様式第2号の9中「他のインターフェロンフリー治療薬を用いた再治療」を「インターフェロンフリー治療薬を用いた再治療（前治療と同一の治療薬を用いる場合は、グレカプレビル・ピブレンタスビルの前治療8週、再治療12週とする療法に限る。）」に改める。

様式第3号（裏）中「、被保険者証又は組合員証に添えて」を削る。

様式第9号中「氏名が記載された被保険者証等の写し」を「医療保険の資格情報が確認できる資料（資格確認書の写し等）」に、

- 「6 高額療養費の現物給付を受けた場合は限度額適用認定証の写し、高額療養費の支給がある場合はその  
決定通知書又は所得区分が確認できる書類の写し  
7 振込先口座の口座番号等が確認できる資料（通帳又はキャッシュカードの写し等）  
8 その他知事が必要と認める書類」

を

- 「6 振込先口座の口座番号等が確認できる資料（通帳又はキャッシュカードの写し等）に改める。  
7 その他知事が必要と認める書類」

#### 附 則

- この告示は、公示の日から施行し、改正後の別表第3の規定は、令和7年12月10日から適用する。
- この告示の施行の際現に改正前の静岡県肝炎治療特別促進事業実施要綱（以下「改正前の要綱」という。）の規定及び様式により提出されている申請書等は、改正後の静岡県肝炎治療特別促進事業実施要綱の相当する規定及び様式により提出されたものみなす。
- この告示の施行の際現に改正前の要綱の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。